

【訂正】お知らせ

| | |
|--------|-----------|
| 記者発表資料 | 令和6年1月31日 |
| 訂正日 | 令和6年2月1日 |

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について(訂正)

長野営業所長

中国地方整備局は、九州支社長が公契約関係競売入札妨害罪で略式起訴された下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社麦島建設 愛知県名古屋市昭和区鶴舞2-19-10

2. 指名停止措置期間

令和6年1月31日 ～ 令和6年2月29日 (1ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

当該業者の長野営業所長は、長野県木曾郡南木曾町の教育委員会が令和3年7月に行った、妻籠町並み交流センターの建設工事の指名競争入札をめぐり、同町の職員から最低制限価格を聞き取り落札し、公正な入札を妨害したとして、令和5年11月9日、公契約関係競売入札妨害罪で、木曾福島区検察庁により略式起訴され、同11月21日までに、木曾福島簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第8号ロ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第8号>

| 措置要件 | 期間 |
|---|---|
| (公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員 | 逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヵ月以内 |

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約課長

はらだ あきのり
原田 明典（内線2511）

◎総務部 専門調査官

おかざき はるよし
岡崎 晴好（内線2514）